

要望等に対する回答について

要望年月日：令和6年8月6日

要望団体名：迫川水系総合治水対策促進期成同盟会

※「県政への反映区分」は別紙のとおり

要望項目	取組状況等	県政への 反映区分※
一級河川迫川水系に係る総合的な治水対策事業の実現について	<p>一級河川夏川は、宮城県やほ場整備事業と調整を図りながら既設堤防の補強・嵩上げ工事を実施しており、磯田川との合流点から下流の区間については、平成18年度までに概成したところです。引き続き、橋向橋から小谷地橋までの上流区間の整備について、地元要望を踏まえ、宮城県との連携・調整を図りながら河川改修を進めていきます。(A)</p> <p>また、平成19年度から着手している支川の磯田川と上油田川についても、築堤やこれに伴う橋梁の架替え等、着実に河川改修を進めており、令和4年度には藤の巻橋が完成しました。</p> <p>引き続き、着実にハード対策を進めるとともに、平成29年度の夏川の洪水浸水想定区域の指定や、令和元年度の危機管理型水位計の設置、令和2年度の簡易型河川監視カメラの設置等のソフト施策と組み合わせ、流域全体で行う総合的な治水対策を推進していきます。(A)</p>	A : 2

「県政への反映区分」について

反映区分	記号	内 容
提言等の趣旨に沿って措置したもの	A	(1) 質問・照会等の内容であり、その趣旨を満したしたもの (2) 意見提言の趣旨に沿い、現行制度等で措置し、提言等の趣旨を満したしたもの (3) 市町村、団体等との連絡・調整等を要し、調整等により提言の趣旨を満したしたもの (4) 当該年度中に事業が完了し、提言等の趣旨を満すもの (5) 当該年度中に完了しないが、事業に着手（当該年度中に着手予定を含む）し、事業完了時に提言の趣旨を満すもの (6) その他、上記に類するもの ※この区分は、「措置済」、「完了」の区分とする。
実現に向けて努力しているもの	B	(1) 実現に向けて努力しているが、現段階で提言の趣旨を満していないもの (例)・制度・条例等の新設・改正等を要するもの ・予算措置（県単・国庫補助等）を要するもの ・市町村、団体等との連絡・調整等を要するもの (2) 国等の事務事業に係るもので、実現に向けて、県として要望・提案を行うなどしているもの (3) その他、上記に類するもの
当面は実現できないもの	C	(1) 現時点では、実現することが難しいもの (2) 優先順位等を見極めながら、状況に応じて判断するため、現時点では見通しが立たないもの (3) その他、上記に類するもの
実現が極めて困難なもの	D	(1) 県の行政には馴染まないもの (2) 実現が極めて困難なもの (3) その他、上記に類するもの
その他	S	反映区分の選択になじまないもの
	T	県民等からのお礼、感謝の類